

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

北本市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	8
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的な利用に関する事項	9
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する 地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	11
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	12
3	農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	15
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	15
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
第7	その他	16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は、埼玉県（以下「県」という）のほぼ中央部、東京から45km圏内の近距離に位置し、市の中央にJR高崎線、その東側に旧中山道、国道17号バイパスが南北に走っている。

地勢は、市域の西側に荒川、東側に元荒川の支流である赤堀川が流れており、西側の標高32mを最高として東側に緩やかに傾斜しているが、概ね平坦地となっている大宮台地が広がっている。

本市の農業は古くから荒川、元荒川流域に広がる肥沃な沖積層では水稻作、中央部の台地では麦、さつまいも等を主要作物とした農業経営が行われてきたが、近年、きゅうり、トマトのハウス栽培や菊、ユリをはじめとする切花、鉢物等の施設園芸、また本市の立地条件を活かしたプラムや梨の果樹栽培も盛んに行われている。

今後は、特にこのような施設園芸や果樹栽培等の高収益性の作目、作型を中心とした集約的経営を展開しながら、新品種や新技術の導入による品質の向上と安定的生産を進めるとともに、加工や販売方法の研究・開発を図り特産物の高付加価値化を確立する。

また、主穀を中心とする経営規模拡大志向農家への遊休農地や未利用農地の貸借等を促進するとともに、施設園芸等の集約的経営を展開する農家におけるパート労働力の導入を推進して、地域複合型農業の発展を目指すものとする。

2 本市の農業構造については、総農家戸数は407世帯あり、農家1世帯あたりの平均耕地面積は127aである。本市は首都近郊に位置するため他産業への就労機会も多いため、恒常的勤務による1ha未満の兼業農家の減少が多く、今後においてもこの傾向はさらに進むものとみられており、農業の担い手不足が深刻化している。

こうした状況にありながら、依然として農地の資産的保有志向は強いが、平均耕地面積が10年前の96aから127aに拡大し、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化も見られる。

3 このような本市の農業構造の現状及びその見通しの下に、産業として自立できる農業、さらに、魅力とやりがいを備えた職業としての農業を育成する観点に立ち、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的な農業経営の育成を図ることを目的とする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町村において現に成立している優良な経営事例を参考に、農業を主とする農業者が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとする。さらに、これらの経営が本市農業構造の骨格を形成し、農業生産の相当部分を担うことを目指すものとする。

4 意欲と能力のある農業者が経営の発展を目指すに当たっては、将来の本市の農業を担う若い農業経営者の意向及び農業経営に関する基本的条件等を考慮し、農業者、農業集団、農業協同組合が地域農業の振興を図るために農業経営基盤強化促進事業及びその他

の措置を総合的に実施する。

まず、本市は農業者に有効かつ適切な指導を行うために、埼玉県さいたま農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）、さいたま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、北本市農業委員会（以下「農業委員会」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、北本市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体像を明確にするために徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者、集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の担い手協議会が主体となって、各種営農診断や営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が、自らの地域の農業の将来方向について、主体的に選択判断を行うことを促進するとともに、これらの実現に合わせて、地域農業者の連携を基礎とした各々の農業経営改善計画の自主的な作成を推進する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営の育成と集約的な経営展開を助長するため、土地利用型農業及び施設園芸の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農林振興センターの指導の下に、これらの作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農用地の集積や集約を図る。

なお、効率的かつ安定的な経営農家、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家間における補助労働力の提供等を進めて、経営規模や経営状態に応じた役割分担を明確化する。これによって地域資源の維持管理と活用、農村コミュニティの拡大、地域社会の発展を図るものとする。そのために、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家等に対しても本法及びその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化と農業構造再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけるものとする。さらに、農業委員会の協力によって法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への農用地の集積や集約はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。そのために、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

また、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっては、当該実施地区において現に経営を展開している農業者及び経営規模の拡大等の意欲ある農家にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の育成に資するよう事業計画の策定時等の早期から十分な検討を行う。

- 5 本市は農業協同組合役職員、農業委員会で構成する指導組織を設置し、農林振興センター等の協力を得て、認定農業者や今後認定又は再認定を受けようとする農業者等に対し、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、新規の集約的作目導入を図るために、各地域において、上記指導組織の下に、市場関係者やJA全農さいたまの協力を得つつ、マーケティング面からの検討も積極的に実施するとともに、本市の立地条件を活かした直売所方式等の市場外流通の拡大を図るための研究会等も開催し、より効率的で安定した農業の確立に努める。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は令和4年時に8人であり、本市農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する青年農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、本市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農地中間管理機構や農業委員会による紹介、技術・経営面については、農林振興センター、農業協同組合、関係機関・団体等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

人・農地プランの4地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(各地区1人程度)を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は家族2人を基準としている。

[農業経営の指標の例]

※ 年間農業所得(1経営体当たり900万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度)を目標とした場合の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜複合経営	〈基幹作目〉 キャベツ 初夏まき 80 a 秋まき 110 a レタス 夏まき 70a 晩秋まき 40a 水稲 2ha 〈経営規模〉 3.5ha	〈資本装備〉 野菜移植機 1台 作業場 1棟 乗用管理機 1台 トラクター(30PS) 1台 パソコン 1台 コンバイン(自脱型 3条) 1台 側条施肥田植機 1台 〈経営条件〉 野菜はセル成型苗利用	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・年間雇用を行う ・労災保険の加入
施設トマト複合経営	〈基幹作目〉 トマト 30 a 水稲 3ha 〈経営規模〉 3.3ha	〈資本整備〉 ガラス温室10a 3棟 作業場 1棟 乗用管理機 1台 トラクター(25PS) 1台 パソコン 1台 コンバイン(自脱型 4条) 1台 側条施肥田植機 1台 〈経営条件〉 ・トマトは水耕栽培 ・施設は複合環境制御装置	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保 ・労災保険の加入
施設きゅう	〈基幹作目〉	〈資本整備〉	・複式簿記記帳により	・休日制の導入

うり複合 経営	きゅうり 30a 水稲 3ha 〈経営規模〉 3. 3ha	ガラス温室(10a) 3棟 作業場 1棟 乗用管理機 1台 トラクター(25PS) 1台 パソコン 1台 コンバイン(自脱型 4条) 1台 側条施肥田植機 1台 〈経営条件〉 ・施設は複合環境制御装置	経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・生協及び直売所による有利販売を行う	・農繁期における臨時雇用の確保 ・労災保険の加入
施設切花 経営	〈基幹作目〉 スカシユリ 30a 〈経営規模〉 30a	〈資本装備〉 ガラス温室(10a) 3棟 冷蔵庫(60 m ²) 1基 作業場兼車庫 1棟 堆肥舎 1棟 トラクター(20PS) 1台 パソコン 1台 〈経営条件〉 ・球根は外国から輸入 ・施設は複合環境制御装置	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・年間雇用を行う ・労災保険の加入
施設鉢物 経営	〈基幹作目〉 シクラメン 10a ミニシクラメン 2a ゼラニウム 5a リーガスベゴニア 5a 〈経営規模〉 2. 2ha	〈資本整備〉 ガラス温室(15a) 1棟 ビニールハウス(5a) 1棟 底面給水装置 温風暖房装置 作業場 1棟 トラクター(25PS) 1台 パソコン 1台 〈経営条件〉 ・施設は複合環境制御装置 ・底面給水栽培 ・シクラメンは直売	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保 ・労災保険の加入
ぶどう 複合経営	〈基幹作目〉 巨峰 露地 40a 雨除 30a ヒムロッド 10a 水稲 2ha 〈経営規模〉 2. 8ha	〈資本整備〉 簡易被覆 30a 作業場 1棟 スピードスプレイヤ 1台 乗用管理機 1台 トラクター(25PS) 1台 パソコン 1台 コンバイン(自脱型 4条) 1台 側条施肥田植機 1台 〈経営条件〉	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保 ・労災保険の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
観光農業 経営	〈基幹作目〉 なし 50a プラム 20a	〈資本装備〉 簡易被覆 30a 作業場 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保

	りんご 30a 〈経営規模〉 1.0ha	スピードスプレイヤ 1台 乗用管理機 1台 トラクター(25PS) 1台 パソコン 1台 〈経営条件〉		・労災保険の加入
直売経営	〈基幹作目〉 だいこん なす きゅうり トマト スイートコーン キャベツ にんじん 甘藷 手作りみそ 〈経営規模〉 1.0ha	〈資本整備〉 直売所(66㎡) 1棟 作業場(20㎡) 1棟 乗用管理機 1台 トラクター(25PS) 1台 パソコン 1台 〈経営条件〉 ・野菜はセル成型苗利用 ・みそはみそ加工場を利用する	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保 ・労災保険の加入
酪農経営	〈基幹作目〉 乳用牛 (ホルスタイン種) 55頭 飼料作物 イタリアライグラス 6ha 〈経営規模〉 経産牛 40頭 (育成若牛12頭、 育成子牛3頭) 飼料作付け地 6ha (自作地1ha、借入 地5ha)	〈資本整備〉 牛舎(250㎡) 1棟 作業場(33㎡) 1棟 自動給餌機 1台 トラクター(25PS) 1台 堆肥舎 1棟 パソコン 1台 〈経営条件〉 ・草地は河川敷を利用	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保 ・労災保険の加入
養鶏経営	〈基幹作目〉 採卵鶏常時22千羽 〈経営規模〉 成鶏 22千羽 育成鶏 3千羽	〈資本整備〉 成鶏舎(2,500㎡) 3棟 育成舎(500㎡) 2棟 自動給餌機 1台 作業場 500㎡ 堆肥舎 1棟 パソコン 1台 〈経営条件〉 ・GPセンター(鶏卵選別包装施設)を利用 ・開放式鶏舎によるケージ飼育 ・直売による有利販売を行う	・複式簿記記帳により 経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・年間雇用を行う ・労災保険の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の様態等
------	------	------	---------	--------------

<p>金魚養殖経営</p>	<p>〈作付面積等〉 小赤生産 0.3ha 更紗和金類 0年魚 0.2ha 1年魚 0.1ha 琉金類 0年魚 0.2ha 1年魚 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉 養殖池 2.5a×16面 40a 養殖池 5.0a×12面 60a 井戸・給水設備 出荷選別用ビニールハウス鉄骨 1棟 作業室兼調餌・飼料庫 1棟 パッキン用ポンプ 28台 調餌用回転釜攪拌機 1台等</p> <p>〈その他〉 ・8～10品種の複合養殖種苗の自家生産による生産選抜飼育 ・計画的な周年出荷</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理</p>	<p>・GAPの推進による労働条件の明確化</p>
<p>主穀単一 (組織経営体)</p> <p>基幹従事者 5人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻-麦 4ha 水稻そば 3ha 露地野菜 1ha そば 3ha 作業受託 10ha</p> <p>〈経営規模〉 水田 7ha 普通畑 4ha</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター(25ps) 1台 トラクター(42ps) 1台 乗用施肥田植機(6条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(水稻) 1台 コンバイン(そば・麦) 1台 大型育苗施設 900㎡ 温湯消毒器 1台</p> <p>〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・作業機械は法人所有 ・年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う</p>	<p>・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営体の体質強化の為、自己資本の充実を図る ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ・ブロックローテーションによる、米麦そばの栽培により水田利用率を高める ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する</p>	<p>・給料制の導入 ・従事者全員及び雇用者の社会保険加入 ・就農希望者を受入、研修を兼ねた雇用対象とする</p>

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社その他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立を有するもの)。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程

度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるトマトなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、GAPの推進による労働条件の明確化、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

(2) 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業協同組合や農林振興センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあわせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、市が主体となって、県、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体、農業委員会が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業協同組合、農業教育機関、農業委員会等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 支援センターは、農業支援課、農林振興センター、市及び伴走機関（農業系団体、商工系団体）等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保育成活動等を推進する。
- ② 市町村は、就農等希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- ③ 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

農業支援サービス事業者の活用に関し、市は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛ける。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農林振興センター及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、農林振興センター及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
50%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

荒川、元荒川流域に広がる肥沃な沖積層では水稻、麦を中心とする土地利用型農業、中央部の台地ではそば、野菜、果樹等の生産が盛んに行われている。認定農業者への農地の利用集積も進みつつあるが、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化等は図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため新たな担い手の育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

特に、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会等が連携して政策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

本市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地区を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、農林振興センター、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、農業委員、市、その他関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに開催時期を調整し、当該区域における繁農期を除いて設置することとする。

また、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、農林振興センター、農業協同組合、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位とし適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6—1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導及び助言

① 本市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 本市は、（５）の①に規定する団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の

実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、新技術の開発、高性能機械化体系の確立のため農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、各種事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、北本市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作を中心とした輪作体系の望ましい経営の育成を図ることとする。特に、農業協同組合、農用地利用改善団体等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的・作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、総合的な農村整備の推進を図るとともに、住環境の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農林振興センターの職員、農業協同組合の役職員、農業委員会、その他の関係団体の代表者等をもって構成する北本市農政推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

北本市農政推進会議は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業協同組合、土地改良区及び農業委員会は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年1月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

5 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

6 この基本構想は、令和3年7月2日から施行する。

7 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

経過措置期間中は、農用地利用集積計画の規定はなお従前のとおり。